



令和4年度

# 商工会マンスリー1月号

池田町商工会

会員数 564件(R4.12.28 現在)

TEL 45-8000 FAX 45-8186

E-mail: ikeda@ml.gifushoko.or.jp

## 年賀

### 謹んで新春のお祝詞を申し上げます

会員の皆様のご健勝とご繁栄を心からお祈りいたします  
本年もどうぞよろしくお祝い申し上げます

令和5年 元旦



池田町商工会 会長 松岡 政美  
副会長 西川 昭悟  
副会長 中村 悟  
役員 一同

## 会員加入

12月19日の理事会で承認を受け、下記の方々に会員加入いただきました。よろしくお祈りいたします。

地区	氏名	業種	事業所名	地区	氏名	業種	事業所名
六之井	田中宏明	電気通信業	關東海システムエンジニアリング	片山	成瀬朋美	美容業	hair&eyelash rin
三和町	長谷川勝敏	機械設計業	長谷川機械設計事務所				

## 経営

### 『無料法律相談会』のご案内

日程	時間	場所	講師
令和5年1月17日(火)	13:00~17:00	OKBふれあい会館またはzoomオンライン相談	かな口 崇 弁護士
令和5年2月7日(火)	13:00~17:00	OKBふれあい会館またはzoomオンライン相談	かな口 崇 弁護士
令和5年2月21日(火)	13:00~17:00	OKBふれあい会館またはzoomオンライン相談	南 圭一 弁護士
令和5年3月14日(火)	13:00~17:00	OKBふれあい会館またはzoomオンライン相談	かな口 崇 弁護士

## 情報

### 商工会の『WEBセミナー』を利用して経営に役立てよう

WEBセミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。何時でも、何処でも、好きなだけご利用いただけます。

#### 【ご利用方法】

- ①池田町商工会のホームページに貼られたバナーをクリック。
- ②専用IDとパスワードを入力します。
- ③600本以上の豊富なラインナップが無料で視聴可能

ログインID	4041	パスワード	4041
--------	------	-------	------

## 金融

### 金利情報 (日本政策金融公庫)

令和4年12月28日現在

制度名	利率(年)	貸付限度額	貸付期間	備考
マル経	1.13%	2,000万円	運転 7年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置2年以内)	無担保・無保証人 商工会長の推薦が必要
普通貸付	※	4,800万円	運転 5年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置2年以内)	※お使いみち、ご返済期間・担保・保証人の有無によって異なる利率が適用されます。

## 行事予定

### 行事予定

- 1月5日(木): 年末調整及び源泉税納付指導
- 1月6日(金): 年末調整及び源泉税納付指導
- 1月10日(火): 年末調整及び源泉税納付指導
- 1月14日(土): 会員レクリエーション「京都初詣参拝」



☆商工会員さんの事業所名、住所、代表者名などに変更があった場合はお早めにご連絡ください☆

## 税務

### 『年末調整及び源泉税納付指導』のご案内

☆日程

指導日	指導時間	対象地区
令和5年1月5日(木)	9:00~12:00	北池野・緑町・上町・三和町
	13:00~16:00	天神町・栄町・本町・大池町・東町
令和5年1月6日(金)	9:00~12:00	八幡地区
	13:00~16:00	宮地地区・本郷・萩原
令和5年1月10日(火)	9:00~12:00	養基地区・東地区
	13:00~16:00	西地区・上記以外の地区

※地区指定日程でご都合が悪い場合は、都合の良い指導日にお越し下さい。

☆場所  
☆持ち物

- 池田町商工会館 2階研修室
- 令和4年分の1人別源泉徴収簿
  - 源泉税納付書
  - 昨年までの源泉関係書類
  - 電卓・筆記用具
  - 国民健康保険・国民年金・生命保険控除関係書類一式
  - 事業主及び従業員のマイナンバー (カード・通知カード及び身分証明書のコピー)

## 補助金

### 『池田町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援補助金』のご案内

池田町では、エネルギー価格高騰の影響を大きく受けている町内の中小企業者や個人事業主など(農業者を除く)を支援するため、予算の範囲内で「池田町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援補助金」を交付します。

☆対象事業者

- ①町内で現に事業活動を行っている者
- ②申請日以降も事業を継続する意志がある者
- ③申請時点において、町税および料金の滞納がない者

☆補助対象期間

令和4年4月1日から9月30日までの6か月間

☆補助対象経費

補助対象期間(令和4年4月~9月)に使用したエネルギー料金(電気料金・ガス料金・燃料費)の合計額と昨年同期間(令和3年4月~9月)に使用したエネルギー料金の合計額の差額  
補助対象経費の2分の1(100円未満切り捨て)

☆補助金額

補助上限額 法人10万円 個人5万円(※補助金額が3万円未満の場合は補助対象外)

☆申請期間

令和5年2月28日(火) ※支給会計額が予算額に達した時点で事業を終了します

☆問い合わせ先

池田町役場 産業課商工観光係 TEL: 0585-45-3111 (内線253)